

第2部

令和6年度 水産施策



漁業取締船「白鷺丸」

令和6年度に講じた施策

概説

1 施策の重点

我が国の水産業は、国民に安定的に水産物を供給する機能を有するとともに、漁村地域の経済活動や国土強靱化の基礎をなし、その維持発展に寄与するという極めて重要な役割を担っています。しかし、水産資源の減少によって漁業・養殖業生産量は長期的な減少傾向にあり、漁業者数も減少しているという課題を抱えています。

また、近年顕在化してきた海洋環境の変化を背景に、サンマ、スルメイカ、サケ等の我が国の主要な魚種の不漁が継続しています。これらの魚種の不漁の継続は、漁業者のみならず、地域の加工業者や流通業者に影響を及ぼし得るものです。

一方、社会経済全体では、少子・高齢化と人口減少による労働力不足等が懸念されることに加え、持続的な社会の実現に向けた持続可能な開発目標（SDGs）等の様々な環境問題への国際的な取組の広がり、デジタル化の進展が人々の意識や行動を大きく変えつつあります。

こうした水産業をめぐる状況の変化に対応するため、「水産基本計画」（令和4(2022)年3月閣議決定）に基づき、①海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施、②増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現、③地域を支える漁村の活性化の推進の3点を柱とする施策を講じました。

2 財政措置

水産施策を実施するために必要な関係予算の確保とその効率的な執行を図ることと

し、令和6(2024)年度水産関係当初予算として、1,909億円を計上しました。また、令和6(2024)年度水産関係補正予算として1,324億円を計上しました。

3 法制上の措置

第213回国会において、「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案」（令和6年法律第66号）が成立し、令和6(2024)年6月26日に公布されました。

4 税制上の措置

水産施策の推進に向け、漁船に関する軽油引取税の課税免除の適用期限を延長するとともに、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく「漁港水面施設運営権」について、法人税法上の減価償却資産（無形固定資産）とする等の措置、過疎地域において事業用設備等を取得した場合の割増償却の適用期限の延長、東日本大震災により滅失・損壊した償却資産（漁船）に代わるものとして一定の被災地域内で取得等された償却資産に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長等、税制上の所要の措置を講じました。

5 金融上の措置

水産施策の総合的な推進を図るため、地域の水産業を支える役割を果たす漁協系統金融機関及び株式会社日本政策金融公庫による制度資金等について、所要の金融上の措置を講じました。

また、都道府県による沿岸漁業改善資金の貸付けを促進し、省エネルギー性能に優れた漁業用機器の導入等を支援しました。

さらに、ALPS処理水の海洋放出、令和6年能登半島地震、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等の影響を受けた漁業者の資金繰りに支障が生じないように、農林漁業セーフティネット資金等の実



質無利子・無担保化等の措置を講ずるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による売上げ減少が発生した水産加工業者に対しては、セーフティネット保証等の中小企業対策等の枠組みの活用も含め、ワンストップ窓口等を通じて周知を図りました。

6 政策評価

効率的かつ効果的な行政の推進及び行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、農林水産省政策評価基本計画（5年間計画）及び毎年度定める農林水産省政策評価実施計画により、事前評価（政策を決定する前に行う政策評価）及び事後評価（政策を決定した後に行う政策評価）を推進しました。

I 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

1 資源調査・評価の充実

(1) 資源調査・評価の高度化

令和2(2020)年9月に策定した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」に基づき、令和5(2023)年度までに、資源評価の対象種を192種まで拡大したほか、22種38資源についてMSY（最大持続生産量）ベースの資源評価を実施し、再生産関係その他の必要な情報の収集及び第三者レビュー等を通じた資源評価の高度化を進めてきました。

その上で、これまでの取組結果を踏まえ、令和6(2024)年度以降の具体的な取組を示した、「資源管理の推進のための新たなロードマップ」（令和6(2024)年3月策定。以下「新ロードマップ」という。）に基づき、

- ① 調査船調査、市場調査、漁船活用型調査等に加え、迅速な漁獲データ、海洋環境データの収集・活用、電子的な漁獲報告を可能とする情報システムの構築・運

用等のDXの推進

- ② 資源評価の精度向上・更なる高度化を推進し、最新のデータを用いたタイムリーな資源評価を可能なものから順次実施
- ③ MSYベースの資源評価対象資源の拡大等に取り組みました。

(2) 資源評価への理解の醸成

MSY等の高度な資源評価について、外部機関とも連携して動画の作成等による分かりやすい情報提供・説明を行うとともに、漁船活用型調査や漁業データ収集に漁業関係者の協力を得て、漁業現場からの情報を取り入れ、資源評価への理解促進を図りました。

また、地域性が強い沿岸資源の資源評価について専門性を有する機関等の参加を促進し、さらに、資源調査から得られた科学的知見や資源評価結果については、地域の資源管理協定等の取組に活用できるよう速やかに公表・提供しました。

2 資源管理の着実な推進

(1) 資源管理の全体像

資源管理の推進に当たっては、関係する漁業者の理解と協力が重要であり、適切な管理が収入の安定につながることを漁業者等が実感できるよう配慮しつつ、新ロードマップに盛り込まれた工程を着実に実施しました。

その際、新ロードマップに従って数量管理の導入を進めるだけでなく、導入後の管理の実施・運用及びきめ細かいフォローアップを行うとともに、数量管理のメリットを漁業者に実感してもらうため、資源回復や漁獲増大、所得向上等の成功事例の積み重ねを行うとともに、その成果を共有しました。

(2) MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進

「漁業法」(昭和24年法律第267号)においては、MSYベースの資源評価に基づくTAC(漁獲可能量)による管理を基本としています。

新ロードマップでは、令和7(2025)年度までに、漁獲量ベースで8割の資源でTAC管理を開始することを目指しており、資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じたTAC管理の導入を推進しました。

また、TAC管理を円滑に進めるため、定置漁業の管理や混獲、資源の突発的な加入への対応を含め、対象となる水産資源の特徴や採捕の実態等を踏まえつつ、数量管理を適切に運用するための具体的な方策を漁業者等の関係者に示しました。

特に、クロマグロに係る資源管理の着実な実施に向けた混獲回避・放流の支援等を行うとともに、多くの漁業者が厳しい資源管理に取り組む中、一部の者による不正な行為を防止するため、水産庁に漁獲監理官を新設し、適正な漁獲報告の担保に向けた体制を整備しました。

さらに、TAC管理の運用面の改善や必要に応じて目標・漁獲シナリオの見直しを実施し、水産資源ごとにMSYの達成・維持を目指しました。この見直しに当たっては、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)を開催し、漁業者等の関係者の意見を十分かつ丁寧に聴取しました。

(3) IQ管理の推進

IQ(漁獲割当て)による管理については、新ロードマップに基づき、運用面の課題解決を図りました。IQを有する漁業者の漁獲は、その割当量が遵守される限り、他の漁業者の漁獲状況により制限されずIQの範囲内で漁獲する時期や場所を選択でき、どのような漁法で漁獲しても資源に

与える影響は同等であるといった特徴があります。このことを踏まえ、沿岸漁業との調整が図られるなどの条件が整った漁業種類について、船舶の規模や船型、漁法等の見直しを検討するなどし、IQの効果的な活用の推進を図りました。

(4) 資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進

TAC管理等の法制度による公的規制に加え、特に、沿岸漁業において、関係漁業者間の話し合いにより実態に即した形で様々な自主的資源管理が行われています。このことが各地における資源管理に重要な役割を担っていることを踏まえ、漁業法に基づく資源管理協定の制度を活用し、自主的資源管理の取組を推進しました。

その際、効果的な自主的管理を実現するため、資源管理協議会等による資源管理協定の履行確認、取組の効果の検証、取組内容の改良を推進するとともに、当該内容の公表等を行いました。

また、沿岸漁業の振興に当たっては非TAC資源を適切に管理することが重要であるため、国による資源評価結果のほか、報告された漁業関連データや都道府県の水産試験場等が行う資源調査等の利用可能な最善の科学情報を用いて当該資源の資源管理目標を設定し、その目標達成を目指すことにより、当該資源の維持・回復に効果的な取組の実践を推進しました。

(5) 遊漁の資源管理の推進

水産資源管理の観点からは、魚を採捕するという点では、漁業も遊漁も変わりはないため、新ロードマップに基づき、遊漁についても漁業と一貫性のある管理を目指すべく取組を進めました。

特に、漁業法に基づく広域漁業調整委員会指示により、小型魚の採捕制限、大型魚の採捕報告の義務付け等を令和3(2021)年6



月から開始したクロマグロについては、今後の更なる資源管理の高度化に向け、広域漁業調整委員会の下に設置されたくろまぐろ遊漁専門部会において、現行の広域漁業調整委員会指示の強化や届出制導入の検討を進めるなどTACによる数量管理の導入に向けた取組を進めました。

また、漁業における数量管理の高度化が進展し、クロマグロ以外の魚種にも遊漁の資源管理、本格的な数量管理の必要性が高まっていくことが予見されることから、アプリや遊漁関係団体の自主的取組等を活用した遊漁における採捕量の情報収集の強化に努め、遊漁者が資源管理の枠組みに参加しやすい環境整備を進めました。

(6) 栽培漁業

資源造成効果、施設維持、受益者負担等に関して将来の見通しが立ち安定的な運営ができる種苗生産施設について、整備を推進しました。

都道府県の区域を越えて回遊し漁獲される広域種において、適切な漁獲管理措置と併せて種苗放流を実施している魚種について、資源造成効果が見込まれる適地への放流を推進するとともに、種苗生産及び放流に係る費用負担の公平化に向けた仕組みを検討しました。

また、資源造成の目的を達成した魚種や放流量が減少しても資源の維持が可能な魚種については、種苗放流による資源造成から適切な漁獲管理措置への移行を推進しました。

種苗生産施設においては、複数県での共同利用や養殖用種苗生産を行う多目的利用施設への移行を推進しました。

3 漁業取締・密漁監視体制の強化等

(1) 漁業取締体制の強化

現有勢力の取締能力を最大限向上させるため、代船建造を進めるとともに、VMS

(衛星船位測定送信機)の活用、訓練等による人員面での取締実践能力の向上、専属通訳の確保、監視オブザーバー等の確保・養成、用船への漁業監督官3名乗船、取締りに有効な装備品の導入等を推進しました。また、漁業取締船が係留できる岸壁の整備を進めました。

(2) 外国漁船等による違法操業への対応

水産資源の保存管理と漁業操業秩序の維持を図るため、我が国周辺水域の監視・取締りを実施しました。

特に、大和堆周辺水域においては、違法操業を行う外国漁船等を我が国排他的経済水域から退去させるなどにより我が国漁船の安全操業を確保するとともに、関係国等に対し、これら外国漁船等による違法操業について繰り返し抗議するなど、関係府省が連携し毅然と対応しました。

また、オホーツク海、山陰沖、九州周辺海域では、外国漁船等が、かご、刺し網、はえ縄等の漁具を違法に設置するなど、我が国漁船の操業に支障を及ぼすといった問題も発生しています。

これらの海域においても、外国漁船等の監視・取締りを行うとともに、違法に設置されたものとみられる漁具の押収を行いました。

(3) 密漁監視体制の強化

近年、漁業関係法令違反の検挙件数のうち、漁業者による違反操業が減少している一方で漁業者以外による密漁が増加し、また、組織的な密漁が悪質化・巧妙化している状況を踏まえ、以下の取組を推進しました。

- ① 密漁を抑止するため、漁業者や一般人に向けた普及啓発、現場における密漁防止看板の設置や監視カメラの導入等
- ② 都道府県、警察、海上保安庁、水産庁を含めた関係機関との緊密な連携の強化や合同取締り

- ③ 財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれが大きく、その採捕が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれが大きいものとして指定された特定水産動植物（あわび、なまこ、うなぎの稚魚）の許可等に基づかない採捕の取締り

（4）国際連携

サンマ、サバ、スルメイカ等主たる分布域や漁場が我が国排他的経済水域内に存在する資源や、我が国排他的経済水域と公海を大きく回遊する資源であって、かつ、我が国がTACにより厳しく管理している資源が我が国排他的経済水域のすぐ外側や暫定措置水域等で無秩序に漁獲され、結果的に我が国の資源管理への取組効果が減殺されることを防ぐため、関係国間や関係する地域漁業管理機関（以下「RFMO」という。）における協議や協力を積極的に推進しました。特に、我が国周辺資源の適切な管理の取組を損なうIUU（違法、無報告、無規制）漁業対策については、周辺国等との協議のほか、違法漁業防止寄港国措置協定（以下「PSM協定」という。）等のマルチの枠組みを活用した取組を推進しました。

4 海洋環境の変化への適応

（1）気候変動の影響と資源管理

気候変動の影響も検証しつつ、MSYに基づく新たな資源評価の着実な実施、不漁等海洋環境の変化が資源変動に及ぼす影響に関する調査研究の実施等の科学的な資源評価を推進するとともに、これに基づき、数量管理を前提とした漁業構造の構築を図りつつ、TAC等による数量管理の取組を進めました。

さらに、産官学の連携により、人工衛星による気象や海洋の状況の把握、ICTを活用したスマート水産業による海洋環境や漁獲情報の収集等、迅速かつ正確な情報収集

とこれに基づく気候変動の的確な把握と、これらを漁業現場に情報提供する体制の構築を図りました。

このほか、国内外の気象・海洋研究機関との幅広い知見の共有や共同研究も含めた調査研究のプラットフォームの検討、気候変動に伴う分布・回遊の変化等の資源変動等への順応に向けた漁船漁業の構造改革を進めました。

（2）新たな操業形態への転換

ア 複合的な漁業等操業形態の転換

大臣許可漁業について、IQ化の進捗を踏まえ、漁業調整に配慮しつつ、漁獲対象種・漁法の複合化、複数経営体の連携による協業化や共同経営化、兼業等による事業の多角化等の複合的な漁業への転換等操業形態の見直しを段階的に推進しました。

また、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量削減により、海洋環境の変化の一因である地球温暖化の進行を抑えていくため、衛星利用の漁場探索による効率化、グループ操業の取組、省エネルギー機器の導入等による燃油使用量の削減を図りました。

イ 次世代型漁船への転換推進

複合的な漁業や燃油使用量の削減等、新たな漁業の将来像に合致し、地球環境問題等の中長期的な課題に適応した次世代型の漁船を造ろうとする漁業者による漁業構造改革総合対策事業（以下「もうかる漁業事業」という。）の活用等を通じ、多目的漁船や省エネルギー型漁船の導入を推進しました。

また、漁船の脱炭素化に適応する観点から、

- ① 必要とする機関出力が少ない小型漁船を念頭に置いた水素燃料電池の活用、
- ② 国際商船や作業船といった漁業以外



の船舶向けで活用されている技術を漁船向けに応用すること
も視野に入れた漁船の脱炭素化の研究開発を推進しました。

(3) サケに関するふ化放流と漁業構造の合理化等

ア ふ化放流の合理化

近年の海洋環境の変化により回帰率が低下し、漁獲量及び漁獲金額が減少傾向にあるため、環境変化に適応したふ化放流技術開発を進めるとともに、活用可能な既存施設において養殖用種苗を生産してサーモン養殖と連携するなど、ふ化放流施設の有効活用や再編・統合も含めた効率化を図りました。

また、漁獲量及び漁獲金額が減少している現状を踏まえた持続的なふ化放流体制を検討しました。

イ さけ定置漁業の合理化等

漁獲量が増加している魚種（ブリやサバ類等）の有効活用を進めるとともに、漁具・漁船等や労働力の共有等を通じた協業化、経営体の再編や合併等による共同経営化、操業の効率化・集約化の観点からの定置漁場の移動や再配置、ICT等の最新技術の活用等による経費の削減等、経営の合理化を推進しました。

また、地域振興として新たに養殖業を始める地域における必要な機器等の導入を促進しました。

業者の生産活動が持続的に行われるよう、操業の効率化・生産性の向上を促進しつつ、多様な生産構造を地域ごとの漁業として活かし、持続性の確保を図りました。その際、海洋環境の変化を踏まえ、低・未利用魚の活用も含め、漁獲量が増加している魚種の有効活用を進めるとともに、地域振興として新たに養殖業を始める地域における必要な機器等の導入を促進しました。

また、沿岸漁業で漁獲される多種多様な魚については、生産と消費の場が近いなどの地域の特徴を踏まえ、消費者に届ける加工・流通等を含むサプライチェーン上の関係者による高付加価値化等の取組を推進しました。

さらに、養殖をはじめとする漁場の有効活用を推進しました。

イ 漁村地域の存続に向けた浜プランの見直し

これまで各浜で浜の活力再生プラン（以下「浜プラン」という。）に基づき取り組んできた漁業収入向上・漁業コスト削減の取組について、PDCAサイクルの着実な実践により継続・発展させつつ、新たに海業や^{なぎさほく}渚泊等の漁業外所得確保の取組や地域の将来を支える人材の定着等、漁村の活性化に向けた幅広い取組についても位置付けた新たな浜プランの策定を推進しました。

また、漁業や水産加工・流通等の各分野において、女性も等しく活躍できる環境整備の取組を推進しました。

ウ 遊漁の活用

漁業者にとって地元で収入が得られる有望な兼業業種の一つであり、漁村の活性化に寄与する遊漁船業について、登録制度を通じた業の管理を適切に行うとともに、地域の実情に応じ、漁場の利用調

Ⅱ 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

1 漁船漁業の構造改革等

(1) 沿岸漁業

ア 沿岸漁業の持続性の確保

日々操業する現役世代を中心とした漁

整に支障が生じないように、秩序ある遊漁船業の振興を図りました。

また、陸上からの釣りやプレジャーボート等の遊漁についても、漁場の利用調整に支障が生じないように、関係団体との連携によるマナー向上やルールづくり等を進めました。

さらに、令和6(2024)年4月1日に施行された「遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律」(令和5年法律第39号)に基づき、遊漁船業の安全性向上等を図りました。

エ 海面利用制度の適切な運用

海面利用制度が適切に運用されるよう制定した「海面利用ガイドライン」を踏まえ、各都道府県で漁場を有効利用し、漁場の生産力を最大限に活用しました。

① 都道府県等への助言・指導

漁業・養殖業における新規参入や規模拡大を進めるため、新たな漁業権を免許する際の手順・スケジュールの十分な周知・理解を図るとともに、漁場の活用に関する調査を行い、令和5(2023)年9月以降に行われた漁業権の一斉切替えの結果も踏まえ、都道府県に対して必要な助言・指導を行いました。

また、国に設置した漁業権に関する相談窓口を通じて、現場からの疑問等に対応しました。

② 漁場の有効利用

漁業権等の「見える化」のため、漁場マップの充実を図り、漁場の利用に関する情報の公開を図るほか、漁業法に基づき提出される資源管理状況や漁獲情報報告を活用した課題の分析を行い、漁場の有効活用に向けて必要な取組を促進しました。

(2) 沖合漁業

近年の海洋環境の変化等に対する順応性を高める観点から、資源変動に適応できる弾力性のある漁業経営体の育成と資源の有効利用を行っていくべく、漁業調整に配慮しながら、漁獲対象種・漁法の複合化、複数経営体の連携による協業化や共同経営化、兼業等による事業の多角化等の複合的な漁業への転換を段階的に推進しました。

この際、TAC/IQ対象資源の拡大が複合的な漁業において効果的に活用されるよう制度運用を行いました。くわえて、許可制度についても、魚種や漁法に係る制限が歴史的な経緯で区分されていることを踏まえて、TAC/IQ制度の導入、近年の海洋環境の変化への適応や複合的な漁業の導入も見据え、変化への弾力性を備えた生産構造が構築されるよう制度運用を行いました。

また、機械化による省人化やICTを活用した漁場予測システム導入等の生産性向上に資する取組を推進しました。

さらに、経営安定にも資するIQ導入の推進と割当量の有効活用、透明性確保等の確な運用を確保し、併せて、IQを有する者の漁獲は、その割当量が遵守される範囲であれば漁法等に関係なく資源に与える漁獲の影響が同等であるといった特徴があることを踏まえて、関係漁業者との調整を行い、船型や漁法等の見直しを検討しました。

このほか、IQの導入に併せて、加工・流通業者との連携強化による付加価値向上、輸出も視野に入れた販売先の多様化等、限られた漁獲物を最大限活用する取組を推進するとともに、新たな資源管理を着実に実行し、資源の回復による生産量の増大を図っていくことに併せて、陸側のニーズに沿った水揚げ、低・未利用魚の活用等の取組を推進し、収益性向上を図りました。



(3) 遠洋漁業

ア 遠洋漁業の構造改革

我が国の遠洋漁業は、近年、主要漁獲物であるマグロ類の市場の縮小や養殖・蓄養品の増加等による価格の低迷、船員の高齢化となり手不足、高船齢化、操業の国際規制や監視の強化、沿岸国への入漁コストの増大等、その経営を取り巻く状況は厳しいものとなっており、現行の操業形態・ビジネスモデルのままでは、立ち行かなくなる経営体が多数出てくるのが懸念されます。

こうした状況を踏まえ、業界関係者と危機意識を共有しつつ、将来にわたって収益や乗組員の安定確保ができ、様々な国際規制等にも対応していくことができる経営体の育成・確立が求められます。このような経営体への体質強化を目指し、従来の操業モデルの変革を含め、操業の効率化・省力化、それを実現するための代船建造や海外市場を含めた販路の多様化、さらに必要な場合は経営の集約化も含め様々な改善方策を検討・展開しました。

また、入漁先国のニーズやリスクを踏まえ、安定的な入漁を確保するための取組を引き続き推進しました。

イ 国際交渉等

漁業交渉については、カツオ・マグロ等公海域や外国水域に分布する国際資源について、RFMOや二国間における協議において、科学的根拠に基づく適切な資源評価と、それを反映した適切な資源管理措置や操業条件等の実現を図りつつ、我が国漁船の持続的な操業を確保するとともに、太平洋島しょ国をはじめとする入漁先国のニーズを踏まえた海外漁業協力の効果的な活用等により海外漁場での安定的な操業を確保するための取組を推進しました。

また、サンマ、サバ、スルメイカ等主たる分布域や漁場が我が国排他的経済水域内に存在する資源又は我が国排他的経済水域と公海を大きく回遊する資源であって、かつ、我が国がTACにより厳しく管理している資源が我が国排他的経済水域のすぐ外側や暫定措置水域等で無秩序に漁獲され、結果的に我が国の資源管理への取組効果が減殺されることを防ぐため、関係国間や関係するRFMOにおける協議や協力を積極的に推進しました。特に、我が国周辺資源の適切な管理の取組を損なうIUU漁業への対策については、周辺国等との協議のほか、PSM協定等のマルチの枠組みを活用した取組を推進しました。

さらに、気候変動の影響への適応については、従来のRFMOによる取組に加え、国内外の研究機関が連携して地球規模の気候変動の水産資源への影響を解明するなど、国際的な連携により資源管理を推進しました。

くわえて、水産資源の保存及び管理、水産動植物の生育環境の保全及び改善等の必要な措置を講ずるに当たり、海洋環境の保全並びに海洋資源の将来にわたる持続的な開発及び利用を可能とすることに配慮しつつ、海洋資源の積極的な開発及び利用を目指しました。

ウ 捕鯨政策

我が国の捕鯨は、科学的根拠に基づいて海洋生物資源を持続的に利用するとの基本姿勢の下、国際法に従って持続的に行われています。捕鯨の実施に当たっては、鯨類を含む水産資源の持続的利用という我が国の立場に対する理解の拡大を引き続き推進する必要があります。

このため、「鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針」に則り、科学的根拠に基づく鯨類の国際的な資源管理

とその持続的利用を推進するべく、鯨類科学調査を継続的に実施し、精度の高いデータや科学的知見を蓄積・拡大するとともに、それらをIWC（国際捕鯨委員会：日本はオブザーバーとして参加）等の国際機関に着実に提供しながら、我が国の立場や捕鯨政策への理解と支持の拡大を図りました。

また、鯨類をはじめとする水産資源の持続的利用の推進のため、我が国と立場を共有する国々との連携を強化しつつ、国際社会への適切な主張・発信を行うとともに必要な海外漁業協力を行うことにより、我が国の立場の理解と支持の拡大を推進しました。

さらに、捕鯨業の安定的な実施と経営面での自立を図るため、科学的根拠に基づく適切な捕獲枠を設定するとともに、操業形態の見直し等によるコスト削減の取組や、販路開拓・高付加価値化等による売上拡大等の取組を推進しました。

2 養殖業の成長産業化

(1) 需要の拡大

定時・定質・定量・定価格で生産物を提供できる養殖業の特性を最大化し、国内外の市場維持及び需要の拡大を図りました。

また、MEL（Marine Eco-Label Japan）の普及や輸出先国が求める認証等（ASC（Aquaculture Stewardship Council）、BAP（Best Aquaculture Practices））の水産エコラベル認証、ハラール認証等の取得を促進しました。

ア 国内向けの取組

輸入品が国内のシェアを大きく占めるもの（サーモン等）については、国産品の生産の拡大を推進しました。

また、マーケットイン型養殖（国内外の需要に応じた適正な養殖）に資する高付加価値化の取組、養殖水産物の商品特

性を活かせる市場への販売促進、所得向上に寄与する販路の開拓や流通の見直し、観光等を通じた高い品質をPRしたインバウンド消費等を推進しました。

さらに、DtoC（ネット直販、ライブコマース等）による販路拡大や量販店における加工品等の新たな需要の掘り起こしの取組を推進しました。

イ 海外向けの取組

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（以下「輸出戦略」という。令和5（2023）年12月改訂）において選定した輸出重点品目（ぶり、たい、ホタテ貝、真珠、錦鯉）や「養殖業成長産業化総合戦略」（以下「養殖戦略」という。令和3（2021）年7月改訂）において選定した戦略的養殖品目（ブリ類、マダイ、クロマグロ、サケ・マス類、新魚種（ハタ類等）、ホタテガイ、真珠）を中心に、カキ等の今後の輸出拡大が期待される水産物を含め、高鮮度・高品質な我が国の養殖生産物の強みを活かしたマーケティングに必要な商流構築・プロモーションの実施（日本ブランドの確立による市場の獲得等）や輸出産地・事業者の育成を推進しました。

また、輸出戦略を踏まえ、各産地は機能的なバリューチェーンを構築して物流コストの削減に取り組むとともに、各品目団体と独立行政法人日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）、日本食品海外プロモーションセンター（以下「JFOODO」という。）が連携し、商談会の開催やプロモーション等を行い、新たな需要を創出しました。

さらに、輸出先国との輸入規制の緩和・撤廃に向けた協議や、輸出先国へのインポートトレランス申請（輸入食品に課せられる薬剤残留基準値の設定に必要な申請）に必要な試験・分析の取組等を推進しました。



(2) 生産性の向上

ア 漁場改善計画及び収益性の向上

漁場改善計画における適正養殖可能数量について、過去の養殖実績に基づく設定方法の見直しにより、柔軟な養殖生産が可能となるよう検討を進めました。

また、マーケットイン型養殖への転換を更に推進するとともに、養殖業へ転換しようとする地域の漁業者の収益性向上等の取組への支援(もうかる漁業事業等)を行いました。

イ 餌・種苗

魚類養殖は、支出に占める餌代の割合が大きく、餌の主原料である魚粉は輸入に依存していることから、魚粉割合の低い配合飼料の開発、魚粉代替原料(大豆、昆虫、水素細菌等)の開発及び飼料原料の国産化を推進しました。

また、持続可能な養殖業を実現するために必要な養殖用人工種苗の生産拡大に向けて、人工種苗に関する生産技術の実用化、地域の栽培漁業のための種苗生産施設や民間の施設を活用した養殖用種苗を安定的に量産する体制の構築を推進しました。

さらに、優良系統の保護を図るため、「水産分野における優良系統の保護等に関するガイドライン」及び「養殖業における営業秘密の保護ガイドライン」を周知しました。

ウ 安全・安心な養殖生産物の安定供給及び疾病対策の推進

養殖業の生産性向上及び安定供給のため、養殖場における衛生管理の徹底、種苗の検査による疾病の侵入防止、ワクチン接種による疾病の予防等、複数の防疫措置の組合せにより、疾病の発生予防に重点を置いた総合的な対策を推進しました。

また、養殖業の成長産業化に資する水

産用医薬品について、研究・開発と承認申請を促進しました。

さらに、普及・啓発活動の実施等により、水産用医薬品の適正使用及び抗菌剤に頼らない養殖生産体制を推進するとともに、貝毒の発生状況を注視し、二枚貝等の安全な流通の促進を図りました。

エ ICT等の活用

養殖業においても人手不足の問題が生じてきており、省人化・省力化に向けて、AIによる最適な自動給餌システムや餌の配合割合の算出、餌代や人件費等の経費を「見える化」する経営管理等、スマート技術を活用した養殖管理システムの高度化を推進しました。

オ 海洋環境の変化への適応

温暖化に適応可能なノリ等の養殖品種の作出等の技術開発を支援・推進しました。また、クロダイ等による養殖藻類への食害対策として、防除・防護技術の開発等を推進しました。

(3) 経営体の強化

ア 事業性評価

持続的な養殖経営の確保に向け、養殖業の経営実態の評価を容易にし、漁協系統・地方金融機関等の関係者からの期待にも応える「養殖業の事業性評価ガイドライン」を通じた養殖経営の「見える化」や経営改善・生産体制改革の実証を支援しました。

イ マーケットイン型養殖業への転換

生産・加工・流通・販売等に至る規模の大小を問わない養殖のバリューチェーンの各機能との連携の仕方を明確にして、マーケットイン型の養殖経営への転換を図りました。

(4) 沖合養殖の拡大

漁場環境への負荷や赤潮被害の軽減が可能な沖合の漁場が活用できるよう、静穏水域を創出するなど沖合域を含む養殖適地の確保を進めました。また、台風等による波浪の影響を受けにくい浮沈式生簀等を普及させるとともに、大規模化による省力化や生産性の向上を推進しました。

(5) 陸上養殖

陸上養殖については、「内水面漁業の振興に関する法律」（平成26年法律第103号）に基づく届出制により実態の把握を進めました。

3 経営安定対策

(1) 漁業保険制度

漁船保険制度及び漁業共済制度は、自然災害や水産物の需給変動といった漁業経営上のリスクに対応して漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図る重要な役割を果たしており、漁業者ニーズへの対応や国による再保険の適切な運用等を通じて、事業収支の改善を図りつつ、両制度の持続的かつ安定的な運営を確保しました。

また、近年の海洋環境の変化や養殖業の成長産業化に対応するため、

- ① 複合的な漁業の取組を後押しすべく、複数の漁業の種類をまとめて契約することができ新たな漁業共済事業を創設するほか、
- ② 養殖の生産規模拡大に取り組む養殖業者に対する共済金の支払要件の緩和等を内容とする「漁業災害補償法の一部を改正する法律案」を第217回国会に提出しました。

計画的に資源管理・漁場改善に取り組む漁業者・養殖業者を対象に、漁獲変動等に伴う減収を補填すること等を内容とする漁業収入安定対策については、資源管理や漁場改善を取り巻く状況の変化に対応しつ

つ、漁業者や養殖業者の経営の安定が図られるよう適切に運営しました。

(2) 漁業経営セーフティーネット構築事業

燃油や養殖用配合飼料の価格高騰に対応するセーフティーネット対策については、原油価格や配合飼料価格の推移等を踏まえつつ、漁業者や養殖業者の経営の安定が図られるよう適切に運営しました。

(3) 漁業経営に対する金融支援

意欲ある漁業者の多様な経営発展を金融面から支援するため、利子助成等による資金借入れの際の負担軽減や、無担保・無保証人による融資に対する信用保証を推進しました。

4 輸出の拡大と水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備

(1) 輸出拡大

生産者に裨益^{ひえき}する効果を分析しながら、輸出戦略に基づき、マーケットインの発想で、以下の取組を展開しました。

- ① 品目団体、JETRO、JFOODOが連携して行うプロモーションやビジネスマッチング支援、主要な輸出先国・地域に設置された輸出支援プラットフォームによる海外現地での輸出事業者への専門的・継続的な支援など、我が国の強みを最大限に発揮するための取組
- ② 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した産品を一定以上継続的に輸出する輸出産地の形成、生産から流通・販売に至る関係者が一体となったサプライチェーンの強化など、輸出に取り組む事業者の支援
- ③ 輸出先国・地域の規制の撤廃等に向け、「農林水産物及び食品の輸出に関する実行計画」に基づき戦略的に協議を行うなど、政府一体となった輸出障壁の克服
また、水産物の輸出拡大を図るため、輸



出先国・地域の規制・条件に対応した市場及び加工場の整備、認定取得の支援等、ハード・ソフト両面からの対策を推進しました。

(2) 水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備

水産物の生産又は流通に一体性を有する圏域において、漁協の経済事業の強化の取組とも連携し、産地市場等の漁港機能の再編・集約を推進するとともに、拠点漁港等における高度衛生管理型荷さばき所、冷凍・冷蔵施設等の整備や漁船の大型化に対応した施設整備を推進しました。

また、マーケットイン型養殖業に対応し、需要に応じた安定的な供給体制を構築するため、養殖水産物の生産・流通の核となる「養殖生産拠点地域」において、養殖適地の拡大のための静穏水域の確保、漁港周辺水域の活用、種苗生産施設から加工・流通施設等に至る一体的な整備を推進しました。

さらに、漁港の利用状況等に応じた用地の再編・整序による利用適正化や有効活用により、漁港での陸上養殖の展開を図りました。

5 内水面漁業・養殖業

(1) 内水面漁業

ア 漁業生産の振興

関係都道府県において、浜プラン等を活用した振興が進むよう、地域水産物の付加価値を高め、所得向上に寄与する販路の開拓等の取組を推進しました。また、漁業被害を与える外来魚の低密度管理等に資する技術の開発・実装・普及を推進しました。漁業権に基づきオオクチバスが遊漁利用されている湖沼においては、関係機関と協力して外来種に頼らない生業の在り方の検討を進めました。

イ 漁場環境の保全

漁業生産のほか、釣り等の自然に親し

む機会を国民に提供する場として重要な役割を果たす河川等の漁場を良好に保全し、持続的に管理していくため、ウナギ等の資源回復に取り組むことに加え、より効果的な管理体制・手法の検討・実践を進めました。

また、カワウ等の野生生物による食害や災害の頻発化・大規模化等により、河川漁場の環境が悪化していることも踏まえ、関係部局と連携し、多自然川づくり等による河川環境の保全・創出、カワウ等の野生生物管理の促進を図りました。

(2) 内水面養殖業

ア 海面で養殖されるサケ・マス類の種苗生産

海面で養殖されるサケ・マス類の種苗を安定的に供給するため、ふ化放流施設等の民間の施設を活用した生産体制の構築を推進しました。

イ うなぎ養殖業

内水面養殖業の生産量・生産額の大部分を占めるうなぎ養殖業については、シラスウナギの漁獲・流通・池入れから、ウナギの養殖・出荷・販売に至る各事業者が、利用可能な情報の中で順応的にウナギ資源の管理・適正利用をすることが持続的な養殖業につながるとの認識の下、以下の対策を講じました。

① シラスウナギ漁獲の知事許可制度に基づく漁業管理体制の強化、水産動植物等の国内流通及び輸出入の適正化を図るため、国内流通においては「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」（令和2年法律第79号。以下「水産流通適正化法」という。）に基づくシラスウナギの流通の透明化を図るシステム構築の推進、輸出入においては日台直接取引の再開の推進、シラスウナギの池入れ数量制限の着実な

実施及び数量管理システムの利用普及による切れ目のない資源管理体制の構築

- ② 河川・湖沼における天然遡上ウナギの生息環境改善、内水面漁業とうなぎ養殖業の連携による内水面放流用種苗の確保・育成技術開発及び下りウナギ保護によるウナギ資源の豊度を高める取組の推進
- ③ 天然資源に依存しない養殖業の推進のため、人工シラスウナギ大量生産システムの改善とその実用化に向けた検討

ウ 錦鯉養殖業

我が国の文化の象徴として海外でも人気が高く、輸出が継続的に増加している錦鯉については、品目団体等が実施する海外マーケット調査やプロモーション等、更なる輸出拡大に向けた取組を促進しました。また、輸出拡大に向け、外国産錦鯉との差別化に資する認証の取得等に向けた品目団体の取組や、各養殖場での衛生管理を推進しました。

6 人材育成

(1) 新規漁業者の確保・育成

他産業並みに年齢バランスの取れた活力ある漁業就業構造への転換を図るため、就業フェアや水産高校での漁業ガイダンス、インターンシップ等の取組を通じ、若者に漁業就業の魅力を伝え、就業に結び付ける取組の継続・強化を図りました。

また、新規就業者と受入先とのマッチングの改善等により、地域への定着を促進しました。

さらに、漁業に必要な免許・資格の取得に加えて、経営スキルやICTの習得・学び直し等を支援しました。

(2) 水産教育

水産業の将来を担う人材を育成する水産

に関する課程を備えた高校・大学や国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校においては、水産業を担う人材育成のための水産に関する学理・技術の教授及びこれらに関連する研究を推進し、水産業が抱える課題を踏まえ、水産業の現場での実習等実学を重視した教育を実施することなどにより、水産関連分野への高い就職割合の確保に努めました。

また、「スマート水産業等の展開に向けたロードマップ」等に基づき、水産高校等における水産新技術の普及を推進しました。

(3) 海技士等の人材の確保・育成

漁船漁業の乗組員不足が深刻化し、かつ高齢に偏った年齢構成となっている中、年齢バランスの取れた漁業就業構造の確立を図るためには、次世代を担う若手の海技士の確保・育成や漁船乗組員の確保が重要となることから、水産高校や業界団体、関係府省等の関係者の連携を図り、水産高校生等に漁業の魅力を伝え就業を働きかける取組を推進したほか、海技試験の受験に必要な乗船履歴を早期に取得できる履修コースの運営等を支援しました。

あわせて、Wi-Fi環境の確保や居住環境の改善等、若者にとって魅力ある就業環境の整備、漁船乗組員の労働負担の軽減や効率化も推進しました。

(4) 外国人材の受入れ・確保

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお不足する労働力について、特定技能制度を活用し、円滑な受入れを進めるためには、我が国の若者と同様に、外国人材にとっても日本の漁業を魅力あるものとしていくことが重要であることから、生活支援や相談対応の充実等、外国人材にとって満足度の高い受入環境の整備を進めました。

また、外国人材を安定的かつ長期的に確



保するため、外国人材が日本人と同様に、漁村において幅広く水産関連業務に従事し技能を高めることや、漁業活動に必要な資格を取得し漁業現場で活かすなど、将来を見据えて、キャリアアップしながら就労できる環境の在り方について、関係団体、関係府省とともに検討を進めました。

さらに、外国人材の適正な受入れや地域への定着を促進するため、外国人材受入マニュアルの作成や日本語指導者の養成、外国人材の日本語学習の取組を支援しました。

7 安全対策

(1) 安全確保に向けた取組

ア 安全推進員・安全責任者の養成

漁船の労働環境改善や安全対策を行う安全推進員及びその取組を指導する安全責任者を養成するとともに、両者が講じた優良な対策事例の情報共有等を図ることで、両者の必要性の認識を広げ、養成人数の増加を促進しました。

また、関係機関等と連携し、漁業に特有の事故情報の収集・分析や対策の検討・実施に加え、これらの取組の効果の検証等を行い、関係者全体でPDCAサイクルを回すことにより、漁業労働災害防止を推進しました。

イ ライフジャケットの着用徹底

漁業者の命を守るライフジャケットについては、平成30(2018)年2月からその着用が義務化され、令和4(2022)年2月から罰則が適用されたことを踏まえ、関係省庁及び関係都道府県とともに、より一層着用の徹底を図りました。

(2) 安全確保に向けた技術導入

漁業では、見張りの不足や操船ミスなどの人為的要因による衝突事故等が数多く発生しているため、安全意識啓発等の取組に加え、人為的過誤等を防止・回避するための新

技術の開発・実装・普及を促進しました。

Ⅲ 地域を支える漁村の活性化の推進

1 浜の再生・活性化

(1) 浜プラン・広域浜プラン

これまで各浜で浜プランに基づき取り組んできた漁業収入向上・漁業コスト削減の取組について、PDCAサイクルの着実な実践により継続・発展させつつ、新たに海業や渚泊等の漁業外所得確保のための取組や地域の将来を支える人材の定着等、漁村の活性化に向けた幅広い取組についても位置付けた新たな浜プランの策定を推進しました。

また、浜プランに取り組む複数の漁村地域が広域的に連携して、浜の機能再編や中核的担い手の育成を推進するための具体的な取組を定めた「浜の活力再生広域プラン」(以下「広域浜プラン」という。)に基づき、漁業者の所得向上や漁村の活性化を主導する漁協の事業・経営改善を図るとともに、拠点漁港等の流通機能の強化と併せて、関連する海業を含めた漁村地域全体の付加価値の向上を図りました。

(2) 海業等の振興

漁村の人口減少や高齢化、漁業所得の減少等、地域の活力が低下する中で、地域の理解と協力の下、地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用した海業等の取組を一層推進することで、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用した取組を根付かせて水産業と相互に補完し合う産業を育成し、地域の所得と雇用機会の確保を図りました。

また、地域の漁業実態に合わせ、漁港施設・用地の再編・整序により、漁港を海業等に利活用しやすい環境の整備を推進しました。

さらに、海業等の全国的な展開に向け、

海業の立ち上げに必要な実証調査など、地域において漁業者等が行う海業の取組を支援しました。

くわえて、海業等振興の先行事例を創出し、広く普及を図るため「海業の推進に取り組む地区」の追加募集・公表を実施し、海業等に関心を持つ幅広い関係者を対象とした海業推進全国協議会を開催し、海業等の振興を図りました。

(3) 民間活力の導入

海業等の振興に当たり、民間事業者の資金や創意工夫を活かして新たな事業活動が発展・集積するよう、漁港において長期安定的な事業運営を可能とするため、漁港施設・用地又は漁港の区域内における水域若しくは公共空地の利活用に関する新たな仕組みとして、令和6(2024)年4月1日に施行された「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律」(令和5年法律第34号。以下「改正法」という。)により創設された漁港施設等活用事業の推進を図りました。

また、防災・防犯等の観点から必要となる環境を整備し、民間事業者の利用促進を図りました。

さらに、漁業者の所得向上により漁村の活性化を目指す浜プランに基づく取組と併せて、漁村の魅力を活かした交流・関係人口の増大に資する取組を推進するとともに、地域活性化を担う人材確保のため、地域おこし協力隊等の地域外の人材を受け入れる仕組みの利用促進を図りました。

(4) 漁港・漁村のグリーン化の推進

漁港・漁村においては、環境負荷の低減や脱炭素化に向けて、改正法による改正後の漁港漁場整備法に位置付けられた発電施設において、再生可能エネルギーの更なる活用や導入促進を図るとともに、省エネルギー対策の推進、漁港や漁場利用の効率化

による燃油使用量の削減、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場の保全・創造等を推進しました。

また、洋上風力発電については、漁業等の海域の先行利用者との協調が重要であることから、政府は、事業者等による漁業影響調査の実施や漁場の造成、洋上風力発電による電気の地域における活用等を通じた地域漁業との協調的関係の構築を進めました。

(5) 水産業等への女性参画等の推進

漁村の活性化のためには、女性が地域の担い手としてこれまで以上に活躍できるようにすべきであり、漁協経営への女性の参画については、漁協系統組織が女性役員の登用を推進するような取組を促進しました。

また、企業等との連携や地域活動の推進を通じて女性が活動しやすい環境の整備を図るとともに、女性グループの起業的取組や、経営能力の向上、加工品の開発・販売等の実践的な取組を推進しました。

さらに、年齢、性別、国籍等によらず地域の水産業を支える多様な人材が活躍できるよう、漁港・漁村において、安全で働きやすい環境と快適な生活環境の整備を推進しました。

くわえて、関係部局や関係府省と連携し、水福連携(障害者等が水産分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組)の優良事例を収集・横展開しました。

また、漁村の活性化等を図るため、生産者、加工・流通業者、地方公共団体その他の多様な関係者が参画する地域コンソーシアムを主体に地域が一体となってデジタル技術を活用するなどの取組を推進しました。

(6) 離島対策

離島地域の漁業集落が共同で行う漁業の再生のための取組を支援するとともに、離島における新規漁業就業者の定着を図るた



め、漁船・漁具等のリースの取組を推進しました。

また、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」（平成28年法律第33号）を踏まえ、特定有人国境離島地域の漁業集落の社会維持を図るため、特定有人国境離島地域において漁業・海業を新たに行う者、漁業・海業の事業拡大により雇用を創出する者の取組を推進しました。

2 漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化

漁業就業者の減少・高齢化、水揚量の減少等、厳しい情勢の中、漁業者の所得向上を図るためには、漁協の経済事業の強化が必要であり、複数漁協間での広域合併や経済事業の連携等の実施、漁協施設の機能再編、漁協による海業の取組を進めることにより、漁業者の所得向上及び漁協の経営の健全性確保のための取組を推進しました。

また、経営不振漁協の収支改善に向けた漁協系統組織の取組を促進するとともに、信用事業実施漁協等の健全性を確保するため、公認会計士監査の円滑な導入及び監査の品質向上等に向けた取組を支援しました。

くわえて、指導監督指針や各種ガイドライン等に基づく漁協のコンプライアンス確保に向けた自主的な取組を促進しました。

3 加工・流通・消費に関する施策の展開

(1) 加工

ア 環境等の変化に適応可能な産業への転換

特定魚種の不漁や漁獲される魚種の変化に適応するため、資源状態の良い魚種への原材料転換、低・未利用魚を利用した新商品開発等、海洋環境の変化等に伴う原材料不足に対処することによる環境等の変化に適応可能な産業への転換に向けた取組を促進しました。

また、環境対策として、環境負荷低減に資する加工機器や冷蔵・冷凍機器の導入等を通じた温室効果ガスの発生抑制及び省エネルギーへの取組を推進しました。

イ 国産加工原料の安定供給等

漁業経営の安定に資するため、水産物の価格の著しい変動を緩和し、加工原料を水産加工業へ安定的に供給するなど、水産物供給の平準化の取組を推進しました。

また、国民に対する水産物の安定供給を図るため、輸入原材料から国産原材料へ転換する水産加工業者に対して、国産原材料を安定的に供給する漁業者団体等の取組を支援しました。

ウ 中核的水産加工業者の育成

地域の意欲ある経営者を中核的水産加工業者として育成し、生産から販売を含むサプライチェーン上の関係者が一体となって、それぞれの知恵やノウハウを持ち寄り、1社ではできない新製品開発や新規販路開拓等の経営改善に資する取組を行うことを促進することにより、各中核的水産加工業者の経営体力強化を図りました。

また、後継者不足により廃業が見込まれる小規模な事業者の持つブランドや技術を中核的水産加工業者や次世代に継承する取組を促進しました。

エ 生産性向上と外国人材の活用

外国人材に過度に依存しない生産体制を構築するため、先端技術を活用した省人化・省力化のための機械の導入等による生産性の向上を図りました。

また、機械では代替困難な業務を外国人材が担えるよう育成するとともに、外国人材の地域社会での円滑な受入れ及び共生を図るための受入環境整備の取組を行いました。

(2) 流通

ア 水産バリューチェーンの構築

沿岸漁業で漁獲される多種多様な魚については、消費地に近い地域では直接届け、消費地から遠い地域では一旦ストックして加工するなどといった地域ごとの特徴を踏まえ、消費者に届ける加工・流通等を含むサプライチェーン上の関係者が一体となった付加価値向上等の取組を推進しました。

また、加工流通システムの中で健全なバリューチェーンの構築を図るため、マーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」を促進し、生産・加工・流通等を含むサプライチェーン上の関係者が一体となったデジタル化等による流通の効率化、作業自動化等を通じて人手不足を解消し、持続的な供給体制を構築する取組等を推進しました。

イ 産地市場の統合・重点化の推進

我が国水産業の競争力強化を図るため、市場機能の集約・効率化を推進し、漁獲物を集約すること等により価格形成力の強化を図りました。

また、広域浜プランとの連携の下、水産物の流通拠点となる漁港や産地市場において、高度な衛生管理や省力化に対応した荷さばき所、冷凍・冷蔵施設等の整備を推進しました。

水産物の流通については、従来の多段階流通に加え、消費者や需要者のニーズに直接応える形で水産物を提供するなど様々な取組が広がっているため、最も高い価値を認める需要者に商品が効率的に届くよう、ICT等の他産業の新たな技術や最新の冷凍技術を活用し、多様な流通ルートの構築による取引の選択肢の拡大等を図りました。

ウ 水産物等の健全な取引環境の整備

水産物が違法に採捕され、それらが流通することで水産資源の持続的な利用に悪影響を及ぼすおそれがあります。したがって、輸出入も含め違法に採捕された水産物の流通を防止する必要があるとともに、水産物の食品表示の適正化やビジネスと人権との関係等、健全な取引環境の整備を図っていく必要があります。

このため、IUU漁業の撲滅に向けて、IUU漁業国際行動計画やPSM協定等に基づく措置を適切に履行しました。また、水産流通適正化法に基づき、対象水産物についての取扱事業者間における漁獲番号等の情報の伝達や輸出入時の適法採捕を証する証明書の添付等の措置の適正な運用を推進し、水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図りました。

さらに、水産物の産地における食品表示の適正化に向け、近年流通量が急増している一部魚種について、適正な表示が行われるよう、関係業界団体や地方公共団体の開発部局に対して、改めて指導を行いました。

くわえて、近年、重要性がより一層増してきている人権問題に関するサプライチェーンの透明性について、サプライチェーンのビジネスと人権に関する透明性の確保を企業に促すための啓発等を行いました。

(3) 消費

ア 国産水産物の消費拡大

天然魚、養殖魚を問わず国産水産物の活用を促進するための取組と併せて、学校栄養士等に対する魚食普及活動、体験型の魚食授業等を推進しました。

また、多様化する消費者ニーズに対応し、水産物の消費機運を向上させるため、民間企業の創意工夫によって行われる消費拡大の取組等と連携し、消費者に対す



る水産物の魅力の情報発信や「さかなの日」の取組を推進しました。

イ 水産エコラベルの活用推進

我が国の水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベルの活用に向けて、水産加工業者・小売業者団体への働きかけを通じて、傘下の水産物加工業者・流通業者による水産エコラベル認証の活用を含めた調達方針等の策定を促進しました。

また、インターナショナルシーフードショーをはじめとする国際的なイベント等において、日本産水産物の水産エコラベル認証製品を積極的に紹介し、海外での認知度向上を図るとともに、マスメディアやSNS等の媒体等を通じ、国内消費者に対し取組への理解の促進を図りました。

4 水産業・漁村の多面的機能の適切な発揮

水産業・漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能が将来にわたって適切に発揮されるよう、一層の国民の理解の増進を図りつつ効率的かつ効果的に取組を促進しました。また、NPO・ボランティア・海業に関わる人といった、漁業者や漁村住民以外の多様な主体の参画や、災害時の地方公共団体・災害ボランティアとの連携の強化を推進するとともに、活動組織が存在しない地域において活動組織の立ち上げを図りました。

近年、海水温上昇等の環境変化に伴う磯焼けの影響が全国各地でみられることから、藻場の保全の取組を積極的に推進しました。

また、漁業者と国・地方公共団体の関係部局との協力体制の下、海の安全確保に係る取組を推進しました。

5 漁場環境の保全・生態系の維持

(1) 藻場・干潟等の保全・創造

効果的な藻場・干潟等の保全・創造を図るため、藻場・干潟ビジョン（令和5(2023)年12月改訂）に基づき、広域的なモニタリング体制を構築し、海域全体を対象とした広域的な藻場・干潟の分布及び衰退要因を把握し、海域ごとに有効な対策を図るとともに、漁業者等が行う藻場・干潟の保全などの水産業・漁村の多面的機能の適切な発揮に資する取組、高水温に強い藻場の造成手法等の技術開発を推進しました。

また、藻場・干潟は、二酸化炭素を吸収するブルーカーボン生態系としても注目されており、藻場の二酸化炭素固定効果の評価手法の開発とともに、干潟における碎石敷設等の新技術の開発・活用、サンゴ礁の保全・回復に関する技術の開発・実証等を推進するほか、藻類・貝類の海洋環境や生態系への影響の把握を進めました。

(2) 栄養塩類管理

瀬戸内海等の閉鎖性水域において水質浄化が進む中で、ノリの色落ちの発生やイカナゴ、アサリ等の水産資源の減少の問題が発生していることから、瀬戸内海については地方公共団体、学術機関及び漁業関係者等と連携し、水産資源の生産性の確保に向けた地域による栄養塩類管理方策の策定に貢献するため、栄養塩類も含めた水域の状況及び栄養塩類と水産資源との関係に関するデータの収集や共有等を進めました。

また、栄養塩類の不足が懸念されている他の水域についても、地方公共団体等と協力・連携して、栄養塩類と水産資源との関係に関する調査・研究を推進しました。

さらに、栄養塩類管理と連携した藻場・干潟の創出や保全活動等により、閉鎖性水域における漁場環境改善を推進しました。

(3) 赤潮対策

赤潮・貧酸素水塊による漁業被害の軽減対策のためには、早期かつ的確な赤潮等の情報の把握及び提供が重要であることから、従来とは異なる海域で赤潮が発生している状況も踏まえて、地方公共団体及び研究機関等と連携し、赤潮発生のモニタリング、発生メカニズムの解明、発生の予測手法及び防除技術等の開発に取り組みました。

(4) 野生生物による漁業被害対策

都道府県の区域を越えて広く分布・回遊し、漁業に被害を与えるトド、ヨーロッパザラボヤ、大型クラゲ等の生物で、広域的な対策により漁業被害の防止・軽減に効果が見通せるなど一定の要件を満たすものについて、国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、出現状況に関する調査、漁業関係者への情報提供、被害を効率的かつ効果的に軽減するための技術の開発・実証、駆除・処理活動への支援等に取り組みました。

特に、トドについては、漁業被害の軽減及び絶滅回避の両立を図るため、「トド管理基本方針」に基づく管理を継続するとともに、令和6(2024)年7月に科学的知見に基づき同方針を改訂しました。

(5) 生物多様性に配慮した漁業の推進

漁業は、自然の生態系に依存し、その一部の海洋生物資源を採捕することにより成り立つ産業であることから、漁業活動を持続的に行うため、海洋保護区やOECM(Other Effective area-based Conservation Measures：保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)の考え方をもとに、海洋環境や海洋生態系を健全に保ち、生物多様性の保全と漁業の振興との両立を図る取組について検討を進めました。

海洋生態系のバランスを維持しつつ、持続的な漁業を行うため、国際的な議論も踏まえ、サメ、ウミガメ、ウナギ等に関する国

内管理措置等の検討・普及等を進めました。

(6) 海洋環境の保全（海洋プラスチックごみ、油濁）

環境省や都道府県等と連携し、漁業者による海洋ごみの持ち帰りの取組や廃棄物処理に関する施策の周知及び処理の促進に加え、漁業・養殖業用の漁具や資機材について、実用性を確保しつつ、環境にも配慮した生分解性素材を用いた漁具開発への支援等に取り組みました。

また、マイクロプラスチックが水産生物に与える影響等についての科学的調査を行い、その結果について情報発信を行いました。

漁場の油濁被害防止については、海上の船舶等からの油流出により海面及び内水面において漁業被害が発生していることから、国、都道府県及び民間事業者が連携して、引き続き専門家の派遣や防除・清掃活動を支援したほか、講習会等を通じ、事故対応策について漁業者等への普及を図りました。

(7) 環境変化に適応した漁場生産力の強化

海水温の上昇等、海洋環境の変化による漁場変動や魚種の変化が顕在化してきている中、持続可能な漁業生産を確保するため、環境変化等に伴う漁獲対象種の多様化に適応した漁場整備、海域環境を的確に把握するための海域環境モニタリング、都道府県等の研究機関との連携体制の構築、調査・実証の強化等、海洋環境の変化に適応した漁場整備を推進しました。

また、新たな資源管理の着実な推進の方針の下、沖合におけるフロンティア漁場整備、水産生物の生活史に配慮した広域的な水産環境整備、資源回復を促進するための種苗生産施設の整備等を推進しました。

6 防災・減災、国土強靱化への対応

漁業地域において、「国土強靱化基本計



画」(令和5(2023)年7月閣議決定)、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)等を踏まえ、災害発生に備えた事前の防災・減災対策、災害発生後の円滑な初動対応や漁業活動の継続に向けた支援等を推進するとともに、老朽化が進む漁港施設等の機能を確保するため、以下の対策に取り組みました。

(1) 事前の防災・減災対策

漁業地域の安全・安心の確保のため、今後発生が危惧される大規模地震・津波の被害想定や気候変動による水位上昇の影響等を踏まえた設計条件の点検・見直しを推進し、持続的な水産物の安定供給に資する漁港施設の耐震化・耐津波化・耐浪化や浸水対策を推進しました。

また、緊急物資輸送等の災害時の救援活動等の拠点となる漁港や離島等の生活航路を有する漁港の耐震・耐津波対策を推進しました。

さらに、漁港の就労者や来訪者、漁村の生活者等の安全確保のため、避難路や避難施設の整備、避難・安全情報伝達体制の構築等の避難対策を推進しました。

くわえて、漁港海岸について、大規模地震による津波やゼロメートル地帯の高潮等に対し、沿岸域における安全性向上を図る津波・高潮対策を推進しました。

(2) 災害からの早期復旧・復興に向けた対応

災害発生後の迅速な被害状況把握のため、国と地方公共団体、関係団体との情報連絡体制の強化、ドローンをはじめとするICT等の新技術の活用を図るとともに、災害時の円滑な初動対応に向け、漁港管理者と建設関係団体の間で、更には、漁協等漁業関係者も含めた災害協定締結を促進しました。

災害復旧要員が不足している市町村をはじめとした地方公共団体を支援するため、災害時のニーズに応じて積極的にMAFF-SAT(農林水産省・サポート・アドバイス・チーム)を派遣しました。さらに、災害復旧の早期化を図るとともに、改良復旧についても推進しました。

また、復旧・復興に当たっては、災害復旧事業等関連事業を幅広く活用し、漁業地域の将来を見据えた復旧・復興を推進しました。

さらに、災害時に地域の水産業の早期再開を図るため、漁場から陸揚げ、加工・流通に至る漁業地域を対象とした広域的な事業継続計画の策定を推進しました。

くわえて、水産業従事者の経営再開支援に向け、災害の発生状況及び地域の被害状況に応じて、支援策の充実や柔軟的な運用を行うなど、きめ細かい総合的な支援に努めました。

(3) 持続可能なインフラ管理

老朽化により機能低下が懸念される漁港施設等のインフラは、水産業や漁村の復興を図る上で必要不可欠であることから、これら施設の機能の維持・保全が図られるよう、「水産庁インフラ長寿命化計画」(令和3(2021)年3月改定)に基づき、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施する予防保全型の老朽化対策を図るとともに、新技術を積極的に活用したライフサイクルコストを縮減する取組を支援するなどにより、総合的かつ計画的に長寿命化対策を推進しました。

IV 水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策

1 みどりの食料システム戦略と水産政策

「みどりの食料システム戦略」に基づき、

令和12(2030)年までに漁獲量を平成22(2010)年と同程度(444万t)まで回復させるための施策を講ずることや、令和32(2050)年までにニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現することに加え、養魚飼料の全量を環境負荷が少なく給餌効率の高い配合飼料に転換し、天然資源に負荷をかけない持続可能な養殖体制を構築することを推進しました。また、令和22(2040)年までに漁船の電化・水素化等に関する技術確立を引続き検討を進めました。さらに、水産関係の上場企業における気候関連非財務情報の開示等も含め、気候変動への適応が円滑に行われるよう必要な取組を実施しました。

具体的には、これらの取組について、今後の技術開発や新ロードマップ等を踏まえ、関係者の理解を得ながら、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立に向けた取組を着実に実行しました。

(1) 調達面での取組

ア 養殖業における持続的な飼料及び種苗

魚類養殖は、支出に占める餌代の割合が大きいため、価格の不安定な輸入魚粉に依存しない飼料効率が高く魚粉割合の低い配合飼料の開発、魚粉代替原料(大豆、昆虫、水素細菌等)の開発等を推進しました。

また、持続可能な養殖業を実現するために必要な養殖用人工種苗の生産拡大に向け、人工種苗に関する生産技術の実用化、地域の栽培漁業のための種苗生産施設や民間の施設を活用した養殖用種苗を安定的に量産する体制の構築を推進しました。

さらに、優良系統の保護を図るため、「水産分野における優良系統の保護等に関するガイドライン」及び「養殖業における営業秘密の保護ガイドライン」を周知しました。

イ 漁具のリサイクル

漁業者、地方公共団体、企業等が連携した廃漁網のリサイクルの取組に係る情報発信等に取り組みました。

(2) 生産面での取組

ア 資源管理の推進

資源管理の推進に当たっては、関係する漁業者の理解と協力が重要であることから、適切な資源管理が収入の安定につながることを漁業者等が実感できるように配慮しつつ、新ロードマップに盛り込まれた工程を着実に実施しました。

その際、新ロードマップに従って数量管理の導入を進めるだけでなく、導入後の管理の実施・運用及び漁業の経営状況に関するきめ細かいフォローアップを行うとともに、数量管理のメリットを漁業者に実感してもらうため、資源回復や漁獲増大、所得向上等の成功事例の積み重ねと成果を共有しました。

また、「令和12(2030)年度までに、平成22(2010)年当時と同程度(目標444万t)まで漁獲量を回復」させるという目標に向け、資源評価結果に基づき、必要に応じて、漁獲シナリオをはじめとする管理手法を変更するとともに、資源管理を実施していく上で新たに浮かび上がった課題の解決を図りつつ、資源の維持・回復に取り組みました。

イ 養殖業における環境負荷低減

漁場環境への負荷軽減が可能な沖合の漁場が活用できるよう、静穏水域の創出等沖合域を含む養殖適地の確保を進め、また、台風等による波浪の影響を受けにくい浮沈式生簀等を普及させるとともに、大規模化による省力化や生産性の向上を推進しました。



(3) 加工・流通での取組(IUU漁業の撲滅)

水産物が違法に採捕され、それらが流通することで水産資源の持続的な利用に悪影響を及ぼすおそれがあり、輸出入も含め違法に採捕された水産物の流通を防止する必要があります。

このため、IUU漁業の撲滅に向けて、IUU漁業国際行動計画やPSM協定等に基づく措置を適切に履行しました。

また、水産流通適正化法に基づき、対象水産物についての取扱事業者間における漁獲番号等の情報の伝達や適法採捕を証する証明書の輸出入時の添付等の措置の適正な運用を推進し、水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図りました。

(4) 消費での取組(水産エコラベルの活用)の推進)

我が国の水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベルの活用に向けて、水産加工業者・小売業者団体への働きかけを通じ、傘下の水産加工業者・流通業者による水産エコラベル認証の活用を含めた調達方針等の策定を促進しました。

また、インターナショナルシーフードショーをはじめとする国際的なイベント等において、日本産水産物の水産エコラベル認証製品を積極的に紹介し、海外での認知度向上を図るとともに、マスメディアやSNS等の媒体を通じ、国内消費者に対し取組への理解の促進を図りました。

2 スマート水産技術の活用

ICTを活用して漁業活動や漁場環境の情報を収集し、適切な資源評価・管理を促進するとともに、生産活動の省力化や効率化、漁獲物の高付加価値化により、生産性を向上させる「スマート水産技術」を活用するため、以下の施策を推進しました。

また、漁村や洋上における通信環境等の

充実やデジタル人材の確保・育成等を推進しました。

(1) 資源評価・管理に資する技術開発と現場実装

従来の調査船調査、市場調査、漁船活用調査等に加え、迅速な漁獲データ、海洋環境データの収集・活用や電子的な漁獲報告を可能とする情報システムの構築・運用等のDXを推進しました。この中で、国は、主要な漁協・市場(400か所以上)でのデータ収集体制を活用し、漁獲量データの収集・蓄積を推進しました。

また、これらの取組から得られたデータに基づく資源評価の高度化や適切な資源管理の実施等を行いました。

(2) 成長産業化に資する技術開発と現場実装

漁労作業の省人化・省力化、海流や水温分布等の漁場環境データの提供、養殖における成長データや給餌量データの分析・活用といった漁業者・養殖業者からのニーズの把握を進めました。また、開発企業等が共同で新技術の開発・実証・導入に取り組む試験・開発プラットフォームにより、民間活力を活用した技術開発を引き続き推進しました。

(3) 水産加工・流通に資する技術開発と現場実装

マーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」を促進するため、生産・加工・流通が連携し、ICT等の活用による荷さばき、加工現場の自動化等の低コスト化、鮮度情報の消費者へのPR等の高付加価値化等の生産性向上のための取組を全国の主要産地等に展開しました。

また、水産流通適正化法の義務履行に当たり、関係事業者の負担軽減を図りつつ、制度の円滑な実施のため、漁獲情報等を迅

速かつ正確・簡便に伝達するための情報システムを整備するなど、電子化を推進しました。

3 カーボンニュートラルへの対応

(1) 漁船の電化・燃料電池化

水産業に影響を及ぼす海洋環境の変化の一因である地球温暖化の進行を抑えていくためには、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量削減を漁業分野においても推進していく必要があることから、衛星利用による漁場探索の効率化、グループ操業の取組、省エネルギー機器の導入等による燃油使用量の削減を図りました。

また、漁船の脱炭素化を図るため、必要とする機関出力が少ない小型漁船を念頭に置いた水素燃料電池化、国際商船や作業船等の漁業以外の船舶の技術の転用・活用も視野に入れた漁船の脱炭素化の研究開発を引き続き推進しました。

(2) 漁港・漁村のグリーン化の推進

漁場において藻場・干潟等は豊かな生態系を育む機能を有し、水産資源の増殖に大きな役割を果たしていることから、藻場・干潟ビジョンに基づき、効果的な藻場・干潟等の保全・創造を図りました。

また、近年では、ブルーカーボンの吸収源としても注目が高まっていることから、海藻類を対象とした藻場の二酸化炭素固定効果の評価手法の開発や、ブルーカーボン・クレジットを活用した持続的な藻場の維持・保全体制の構築に向けた社会実装を推進しました。

さらに、漁港・漁場において、環境負荷の低減や脱炭素化に向けて、流通拠点漁港の二酸化炭素排出量を見える化し、これに基づいて漁港管理者や地元漁業者等が一体となって、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギー対策、漁港や漁場利用の効率化による燃油使用量の削減などの二酸化

炭素排出抑制対策とブルーカーボンの主要な吸収源となる藻場・干潟の保全・創造等の吸収源対策を一体的に推進しました。

V 大規模災害からの復旧・復興及びALPS処理水の海洋放出に係る水産業支援

1 東日本大震災による地震・津波被災地域における着実な復旧・復興

東日本大震災による地震・津波被災地域では、漁港施設、水産加工施設等の水産関係インフラの復旧はおおむね完了していますが、サケ、サンマ及びスルメイカといった被災地域において依存度の高い魚種の長期的な不漁もあり、被災地域の中核産業である漁業の水揚げの回復や水産加工業の売上げの回復が今後の課題となっています。

そのため、漁場のがれき撤去等による水揚げの回復や水産加工業における販路の回復・開拓、加工原料の転換や水産資源造成・回復等の取組を引き続き支援しました。

また、官民合同チームにおいて、福島県浜通り地域等の水産仲買・加工業者への個別訪問・支援を行いました。

2 ALPS処理水の海洋放出の影響及び水産業支援

原子力災害被災地域である福島県の沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の水揚量は、震災前と比較し依然として低水準の状況にあり、水揚量の増加及び福島県産水産物の流通・消費の拡大が課題となっています。

(1) 風評対策

こうした中で、多核種除去設備（ALPS:Advanced Liquid Processing System）等によりトリチウム以外の核種について、環境放出の際の規制基準を満たすまで浄化处理した水（以下「ALPS処理水」という。）の海



洋放出について、風評対策が重要な課題となっていることを受け、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ」及び「ALPS処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を踏まえ、生産・加工・流通・消費の各段階における徹底した対策等に取り組みました。

具体的には、風評を生じさせないための取組として、水産物の信頼確保のため、水産物中のトリチウム（三重水素）を対象とするモニタリングや食品中の放射性セシウムの検査を継続的に行い、これらの調査の結果やQ&Aを日本語にくわえて英語等の他言語でWebサイトに掲載し、正確で分かりやすい情報提供を実施しました。

また、一般消費者向けのなじみやすいパンフレットも作成し、消費者等への説明に活用するとともに、漁業者、加工業者、消費者等様々な関係者に対して説明を実施しました。

(2) 生産段階における対策

風評に打ち克ち、安心して事業を継続・拡大するため、生産段階においては、福島県並びに青森県、岩手県、宮城県、茨城県及び千葉県（以下「近隣県」という。）の太平洋側の漁業者等が

- ・新船の導入又は既存船の活用により水揚量の回復を図る取組、
- ・収益性の高い操業・生産体制への転換等を図り、厳しい環境下でも養殖業を継続できる経営体を育成する取組、
- ・高収益・環境対応型漁業へ転換させるべく、生産性向上、省力化・省コスト化に資する漁業用機器設備を導入する取組を支援しました。

また、次世代の担い手となる新規漁業就業者の確保・育成を強化するため、漁家子弟を含めた新規漁業就業者への長期研修等

や就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入について、福島県に加え近隣県においても実施できるよう支援しました。

さらに、不漁の影響を克服するため、複数経営体の連携による協業化や共同経営化又は多目的船の導入等、操業・生産体制の改革による水揚量の回復及び収益性の向上を図ったほか、養殖業への転換や水産資源造成・回復に取り組みました。

(3) 加工・流通・消費段階における対策

加工・流通・消費段階では、福島県をはじめとした被災地域の水産物を販売促進する取組や水産加工業の販路回復に必要な取組等を支援し、販売力の強化の取組を推進しました。

(4) ALPS処理水の海洋放出を受けた対策

令和5(2023)年8月24日以降、ALPS処理水の海洋放出に伴う一部の国・地域による輸入規制の強化を受け、規制の撤廃に向けた働きかけを行ってきました。引き続き科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めるとともに、1) 国内消費拡大・生産持続対策、2) 風評影響に対する内外での対応、3) 輸出先の転換対策、4) 国内加工体制の強化対策及び5) 迅速かつ丁寧な賠償の5本の柱からなる「水産業を守る」政策パッケージ等に基づき、各種支援策により全国の水産業支援に努めました。

これらの対策を含め、所要の対策を政府一体となって講ずることで、関係府省等が連携を密にして被災地域の水産業の本格的な復興に努めました。

3 令和6年能登半島地震からの復旧・復興

「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」に基づき、被災地の漁業の早期の復興に向け、漁港施設や水産業共同利用施設及び漁船等の復旧を支援するとともに、地盤隆起等甚大な被害を受けた漁港の復旧

方法・手順について有識者による検討会を設置して取りまとめ、石川県へ提供したほか、被災地における災害復旧事業等の従事する職員の派遣を推進しました。

また、同パッケージに基づき、漁業者の生活を支えつつ、漁場環境調査や漁場環境回復のための活動等を支援するとともに、国土交通省や石川県と連携し、輪島港で海底隆起により身動きが取れなくなった漁船のクレーンによる移動について支援しました。

さらに、石川県の狼煙漁港及び鵜飼漁港海岸において、国の代行による災害復旧事業を行うとともに、能登地域の港湾・漁港の復旧工事を効率的に進めるため、国土交通省、石川県及び能登地域の市町と連携し、情報共有会議を行いました。

令和6(2024)年に発生した能登半島地震の影響を受けた漁業者等に対して、農林漁業セーフティネット資金等の実質無利子化・無担保・無保証人化等の措置を講じました。

Ⅵ 水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 関係府省等の連携による施策の効率的な推進

水産業は、漁業のほか、多様な分野の関連産業により成り立っていることから、関係府省等が連携を密にして計画的に事業を実施するとともに、施策間の連携を強化することにより、各分野の施策の相乗効果の発揮に努めました。

2 施策の進捗管理と評価

効率的かつ効果的な行政の推進及び行政の説明責任の徹底を図る観点から、施策の実施に当たっては、政策評価も活用しつつ、毎年度、進捗管理を行うとともに、効果等

の検証を実施し、その結果を公表しました。さらに、これを踏まえて施策内容を見直すとともに、政策評価に関する情報公開を進めました。

3 消費者・国民のニーズを踏まえた公益的な観点からの施策の展開

水産業・漁村に対する消費者・国民のニーズを的確に捉えた上で、消費者・国民の視点を踏まえた公益的な観点から施策を展開しました。

また、施策の決定・実行過程の透明性を高める観点から、インターネット等を通じ、国民のニーズに即した情報公開を推進するとともに、施策内容や執行状況に関する分かりやすい広報活動の充実を図りました。

4 政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進

我が国漁業の生産構造、就業構造等を明らかにするとともに、水産物流通等の漁業を取り巻く実態と変化を把握し、水産施策の企画・立案・推進に必要な基礎資料を作成するための調査を着実に実施しました。

具体的には、令和5(2023)年度に実施した2023年漁業センサスの結果を公表するとともに、漁業・漁村の6次産業化に向けた取組状況を的確に把握するための調査等を実施しました。

また、市場化テスト（包括的民間委託）により、内水面漁業生産統計調査を実施しました。

5 事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進

官と民、国と地方の役割分担の明確化と適切な連携の確保を図りつつ、漁業者等の事業者や産地の主体性・創意工夫の発揮をより一層促進しました。

具体的には、事業者や産地の主体的な取組を重点的に支援するとともに、規制の必



要性・合理性について検証し、不断の見直しを行いました。

6 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で予算を最大限有効に活用するため、財政措置の効率的かつ重点的な運用を推進しました。

また、施策の実施状況や水産業を取り巻く状況の変化に照らし、施策内容を機動的に見直し、翌年度以降の施策の改善に反映させました。

(参考) 水産施策の主なKPI

水産施策の推進に当たっては、重要業績評価指標（KPI：Key Performance Indicator）を設定しています。水産施策の主なKPIとその進捗状況は、以下のとおりです。

分野	KPI	進捗状況 (令和5（2023）年末時点)	KPIが記載された計画等
漁業	令和12（2030）年までに、漁獲量を平成22（2010）年と同程度（444万t）まで回復させることを目指す（参考：平成30（2018）年漁獲量331万t）。	令和5（2023）年の漁獲量（海藻類及び海産ほ乳類を除く）は、289万tであり、目標の65%。	みどりの食料システム戦略（令和3（2021）年5月策定）及び資源管理の推進のための新たなロードマップ（令和6（2024）年3月策定）
養殖業	令和32（2050）年までに、ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現することに加え、養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換し、天然資源に負荷をかけない持続可能な養殖生産体制を目指す。	令和5（2023）年の人工種苗比率（ニホンウナギ、クロマグロ、カンパチ、ブリ）は4.7%。 令和5（2023）年の配合飼料比率は49%。	みどりの食料システム戦略
養殖業	戦略的養殖品目について、令和12（2030）年に以下の生産量を目指す。 ・ブリ類 24万t ・マダイ 11万t ・クロマグロ 2万t ・サケ・マス類 3～4万t ・新魚種（ハタ類等） 1～2万t ・ホタテガイ 21万t （・真珠 令和9（2027）年目標200億円）	令和5（2023）年の生産量は、以下のとおり（％は目標との比較）。 ・ブリ類 12万t（50%） ・マダイ 7万t（64%） ・クロマグロ 2万t（100%） ・サケ・マス類（ギンザケのみ）2万t（50～67%） ・ホタテガイ 15万t（71%） （・真珠 280億円（140%））	養殖業成長産業化総合戦略（令和2（2020）年7月策定、令和3（2021）年7月改訂）
輸出	水産物の輸出額を令和12（2030）年までに1.1兆円とすることを旨とする（令和7（2025）年4月閣議決定）。 （うち令和12（2030）年の輸出重点品目 ・ブリ類 736億円 ・マダイ 204億円 ・ホタテガイ 1,150億円 ・真珠 472億円 ・錦鯉 100億円）	令和6（2024）年の水産物輸出額は、3,609億円であり、令和12（2030）年の目標の33%。	食料・農業・農村基本計画（令和2（2020）年3月閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2020・成長戦略フォローアップ（令和2（2020）年7月閣議決定）における農林水産物・食品の輸出額目標の内数並びに養殖業成長産業化戦略
水産業全体	令和14（2032）年度の水産物の自給率は、以下を目標とする。 ・食用魚介類 94% ・魚介類全体 76% ・海藻類 72%	令和5（2023）年度の水産物の自給率（概算値）は、以下のとおり。 ・食用魚介類 54% ・魚介類全体 52% ・海藻類 65%	水産基本計画（令和4（2022）年3月閣議決定）
水産業全体	令和22（2040）年までに、漁船の電化・水素化等に関する技術の確立を目指す。	水素燃料電池養殖作業試験船の仕様決定。	みどりの食料システム戦略